

反対事例の解説

(一般勘定・特別勘定)

【剰余金処分】

- ✓ 業績悪化・純資産減少に歯止めがかからない状況下において従前同様の安定的な配当は過剰と判断し、資金流出は今後の企業活動の妨げになる可能性があるため反対しました。

【買収防衛策のスキーム】

- ✓ 買収防衛策の発動要件について、基準が不明確であるため発動が容易で企業価値向上よりも現在の体制を維持しやすい、または、株主の合理的意思に依拠しない可能性がある等、スキーム面に問題があると判断される場合の買収防衛策議案に対して反対しました。

以上